

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券…償却原価法によっている。

ただし、取得価額と券面額との差額について重要性の乏しいものについては、取得価額により評価している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物、構築物及び什器備品…定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(付属設備を除く)については定額法)を採用している。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。

建物	10 ～ 15 年
構築物	5 ～ 30 年
什器備品	5 ～ 20 年

- ② 無形固定資産(リース資産を除く)

ソフトウェアについては財団内における利用可能期間(5年)に基づき定額法によっている。

- ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっている。

なお、リース取引会計基準の改正適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引き続き通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理を適用している。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金

会費等未収金及び代位弁済未収金の貸倒に備えるため、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

- ② 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

なお、退職給付債務は、期末自己都合支給額から当財団の退職金共済事業からの支給額を控除して計算している。また、会計基準変更時差異は発生年度に全額費用処理している。

- ③ 退職金等共済給付引当金

会員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 会計方針の変更

該当事項なし。

3. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
基本財産引当預金	14,002,600	-	-	14,002,600
基本財産引当有価証券	35,997,400	-	-	35,997,400
基本財産計	50,000,000	-	-	50,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	44,742,200	1,569,980	-	46,312,180
減価償却引当資産	103,542,255	2,775,200	997,500	105,319,955
災害見舞金積立資産	292,810,922	-	-	292,810,922
経営安定資金積立資産	55,652,166	-	-	55,652,166
融資あっせん事業 預託原資積立資産	100,000,000	77,400,000	77,400,000	100,000,000
退職金等共済積立資産	42,318,014,293	157,527,491	-	42,475,541,784
過年度退職給付未払金 支払準備金積立資産	38,942,767	127,943	-	39,070,710
特定資産計	42,953,704,603	239,400,614	78,397,500	43,114,707,717
合 計	43,003,704,603	239,400,614	78,397,500	43,164,707,717

4. 基本財産及び特定資産の財源の内訳

基本財産及び特定資産の財源の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財 産からの充当額)	(うち一般正味財 産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
基本財産引当預金	14,002,600	(14,002,600)	(-)	(-)
基本財産引当有価証券	35,997,400	(35,997,400)	(-)	(-)
基本財産計	50,000,000	(50,000,000)	(-)	(-)
特定資産				
退職給付引当資産	46,312,180	(-)	(-)	(46,312,180)
減価償却引当資産	105,319,955	(-)	(105,319,955)	(-)
災害見舞金積立資産	292,810,922	(-)	(292,810,922)	(-)
経営安定資金積立資産	55,652,166	(-)	(55,652,166)	(-)
融資あっせん事業 預託原資積立資産	100,000,000	(-)	(100,000,000)	(-)
退職金等共済積立資産	42,475,541,784	(-)	(-)	(42,475,541,784)
過年度退職給付未払金 支払準備金積立資産	39,070,710	(-)	(39,070,710)	(-)
特定資産計	43,114,707,717	(-)	(592,853,753)	(42,521,853,964)
合 計	43,164,707,717	(50,000,000)	(592,853,753)	(42,521,853,964)

5. 担保に供している資産

該当事項なし。

6. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
有形固定資産			
建物	3,774,659	2,863,298	911,361
構築物	181,065,770	157,873,247	23,192,523
什器備品	44,073,390	43,330,406	742,984
無形固定資産			
ソフトウェア	64,494,805	61,463,037	3,031,768
合 計	293,408,624	265,529,988	27,878,636

7. 債権の債権金額、貸倒引当金の当期末残高及び当該債権の当期末残高

該当事項なし。

8. 保証債務等の偶発債務

該当事項なし。

9. 満期保有目的の債券の内訳並びに、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに、時価及び評価損益は、次のとおりである。

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
基本財産			
札幌市債（平成21年度第4回）	25,997,400	26,222,118	224,718
札幌市債（平成24年度第9回）	10,000,000	9,978,000	△22,000
特定資産			
退職給付引当資産			
札幌市債（平成22年度第9回）	10,000,000	9,996,410	△3,590
減価償却引当資産			
札幌市債（平成23年度第11回）	49,990,000	50,363,300	373,300
災害見舞金積立資産			
札幌市債（平成22年度第12回）	29,988,000	30,435,000	447,000
札幌市債（平成21年度第4回）	23,997,600	24,205,032	207,432
札幌市債（平成22年度第3回）	10,000,000	9,999,000	△1,000
北海道債（平成21年度第9回）	129,935,000	131,242,000	1,307,000

(単位：円)

科 目	帳簿価額	時 価	評価損益
経営安定資金積立資産 北海道債（平成22年度第10回）	20,000,000	20,000,000	-
合 計	309,908,000	312,440,860	2,532,860

10. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
基本財産受取利息計上による振替額	255,680
合 計	255,680

11. 関連当事者との取引の内容

該当事項なし。

12. 重要な後発事象

該当事項なし。

13. その他

(1) リース会計基準適用初年度開始前のファイナンス・リース取引関係

① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

リース期間が満了したため、該当なし。

② 未経過リース料期末残高相当額

リース期間が満了したため、該当なし。

③ 当期の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

(単位：円)

支払リース料	1,047,585
減価償却費相当額	950,012
支払利息相当額	20,222

④ 減価償却費相当額の算定方法は、定額法によっている。

⑤ 利息相当額の算定方法は、リース料総額とリース資産計上価額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。

(2) 退職給付関係

① 採用している退職給付制度の概要

退職金制度に基づく退職一時金制度及び当財団の退職金共済事業を併用している。

② 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日現在)

(単位：円)

a) 退職給付債務	△ 46,312,180
b) 会計基準変更時差異の未処理額	-
退職給付引当金(a+b)	△ 46,312,180

③ 退職給付費用に関する事項(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)

(単位：円)

a) 勤務費用	1,569,980
b) 会計基準変更時差異の費用処理額	-
退職給付費用合計(a+b)	1,569,980

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付債務の計算に当たっては、退職一時金制度に基づき、期末自己都合要支給額から当財団の退職金共済事業からの支給額を控除して計算している。

⑤ 会計基準変更時差異の処理年数 1年